

日本心身医学会・日本心療内科学会合同 心療内科専門医制度委員会規則

- 第1条 (名称) 本委員会は、日本心身医学会・日本心療内科学会合同 心療内科専門医制度委員会 (以下、委員会と略記) と称する。
- 第2条 (目的) 委員会は、心療内科専門医の育成、認定を通じて、社会に貢献することを目的とする。
- 第3条 (業務) 委員会は、前条の目的を達するため、日本心身医学会、日本心療内科学会の共同で以下の事業を行う。
- 1) 心療内科専門医制度の整備
 - 2) 心療内科専門医の認定業務、登録業務、更新業務
 - 3) 心療内科専門医認定研修施設の認定業務
 - 4) その他、前条の目的を達成するために必要な業務
- 第4条 (構成員) 本委員会は、日本心身医学会および日本心療内科学会から推薦された委員をもって構成する。本委員会の構成員は推薦学会の利害を離れて専門医制度確立のために活動する。その任期は2年とし、再任を妨げない。
- 第5条 (委員長) 本委員会に、委員長1名をおき、日本心身医学会の専門医制度委員長がこれにあたる。任期は2年とし、再任を妨げない。委員長は、本委員会を代表し、委員会議の議長となる。
- 第6条 (副委員長) 本委員会に、副委員長1名をおき、日本心療内科学会の専門医制度委員長がこれにあたる。任期は2年とし、再任を妨げない。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったときはその職務を代行する。
- 第7条 本委員会議は、本委員会の委員をもって構成し、委員会の重要事項を審議する。委員会議の議長は、委員長とする。委員会議は、委員現在数の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事について、文書によってあらかじめ意思を表示した者は、これを出席者とみなす。
- 第8条 (事務局) 本委員会の事務局は、東京都中央区日本橋兜町15番12号 日本心身医学会事務局内におく。
- 第9条 (事業費の収支) 委員会の活動に関わる全ての費用については、一旦日本心身医学会が立替、会計年度終了2月前に委員会口座の収支計算書を作成し、日本心身医学会と日本心療内科学会の負担分を算出し、精算を行う。
- 第10条 本委員会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第11条 (規則の変更) 本規則は、本委員会の委員会議において2分の1以上の議決を経なければ、変更することができない。
- 附 則 本規則は平成28年11月1日より施行する。